

# 飯沼幼稚園災害事業計画

## 地震及び津波による危機管理

### 1. 地震

#### 生命の安全確保と安否確認

予測を超えた地震が発生した場合には、災害対策本部長を園長とし本部長補佐を事務長とする。

園長及び事務長は、園児及び教職員の生命の安全確保

教職員は、園児の生命の安全確保に務める。

教職員は、園児に防災頭巾を身につけるよう、冷静かつ迅速に手助けをする。

教職員は、防災用ヘルメットを着用し、安全な場所に（園庭）園児を誘導避難させる。

『建物や構築物が敷地外に倒壊する危険が無いか確認し』

教職員は園児を安全な場所に誘導避難したら、人数の点呼し園長に報告する。

日中の場合、事務長、運転手は園児バスを走らせることができるように幼稚園にもどる。

### 2、津波、二次災害

園長は二次災害を想定し、次の安全な場所へ園児を誘導するよう教職員に指示する。

津波による安全な場所を小畑市民センターとし、避難場所への誘導を教職員に指示する。

#### 就業時間内の被災した場合

園児及び教職員の自宅に戻るまでに必要な水分、非常食糧などの手配が望まれる。

又、業務復旧に必要なコアメンバー用には復旧期間中の業務、生活の為の備蓄を確保することが望ましい。

#### 経営判断の重要性

予測を超えた災害が発生した場合には、園長及び事務長が臨機応変に判断し対応していく。

1. 全教職員が事業継続の重要性を共通の認識として持つことが大切である。
2. 平時から教育、訓練を継続的に実施する必要がある。
3. 実際に全教職員が体を動かす避難訓練、対策本部設営訓練など様々な訓練がひつようである。